

人	口
(3月末日現在)	
世帯数	1,444戸
人	口 4,201人
男	1,911人
女	2,290人

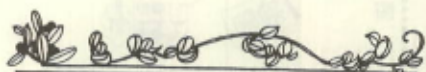
昭和55年5月10日 発行：愛媛県西宇和郡瀬戸町 編集：瀬戸町総務課



梅現山から三机湾を望む

— 204 —

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高 | 神 | 田 | 川 | 大 | 小 | 志 | 大 | 足 | 塩 | 塩 | 佐 | 高 | 松 | 上 | 三 | 三 | 三 | 三 |   |
| 茂 | 崎 | 部 | 之 | 浜 | 久 | 島 | 津 | 成 | 成 | 成 | 市 | 浦 | 之 | 倉 | 机 | 机 | 机 | 机 |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 上 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 坂 |   |   |   |   | 西 | 上 | 三 | 田 |   |
| 西 | 岡 | 水 | 是 | 坂 | 浜 | 浅 | 井 | 久 | 田 | 岡 | 小 | 玉 | 浜 | 和 | 山 | 白 | 中 | 木 |   |
| 川 | 本 | 野 | 沢 | 本 | 上 | 日 | 上 | 田 | 中 | 部 | 松 | 木 | 家 | 石 | 本 | 多 | 川 | 村 |   |
| 美 | 岩 | 孝 | 岩 | 福 | 竹 | 義 | 重 | 久 | 真 | 修 | 秀 | 家 | 光 | 春 | 多 | 智 | 金 | 三 |   |
| 明 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 | 男 |



新区長さんは次の方々です。



昭和55年度区長さん紹介

（区 会）  
 長 町民と町行政を結ぶパイプ  
 的な役割で、この一年間、活  
 躍いたたくわけですが、各種  
 行政に関する役場からのお難  
 いや、町民からの要望がスマー  
 ズに処理できますよう、努力  
 をお願いたします。



## 税務署だより

### ●税に不服のあるときは

税務署に申告した所得や税額が、調査した額と異なるとき、税務署長は、その申告額を「更正」します。また、確定申告をしなればならない人が、申告をしなかつたときは、税務署長は調査した結果に基づいて所得や税額を「決定」します。

しかし、税務署長からの更正、決定の通知や、差押えなどの処分について、「その理由がよく分からない」とか、「処分を受けたい理由に納得いかない」など、不服があるときは、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます。

税務署長は異議申立てに理由があるかどうか十分調べて異議の決定をしますが、その決定になお不服があるときは、更に国税不服審判所長に対して「審査請求」をして救済を求めることができます。

国税不服審判所の所在地は次のとおりです。

◎七六〇

高松市税務局 一―七―一三三

電話 〇八七八―一五六三三五



あなたです！

火事を出すのも防ぐのも

火災ともきわしい煙が出るものや、

伐採した木、草を山で多く燃やす場合には、消防長（町長）に届け出ましょう。

### 【婚姻】



人々のごき

昭和55年3月分

### 【出生】

### 【死亡】

### おわび

5月号の巻頭自異郷で記載誤りがありましたので紙面をもって訂正させていただきます。

(訂正)

三机小学校 教諭 中出 啓子

(訂正) 塩成小学校 教諭 橋本 時子

(新採用は別巻)